

特別局及び特別記念局開設の手引き

平成 23 年3 月版

社団法人 **日本アマチュア無線連盟**

●適用範囲

本文書は、「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規定」第2条に規定する「特別局」並びに「特別記念局」の開設に関するマニュアルである。

●関連文書

- 1) 特別局及び特別記念局の開設基準

●参考

JARL Web

http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-6_stations/es-sta-kaisetsu.htm

●改訂履歴

平成22年12月10日

初版作成

平成23年3月1日

第2版作成

目次

第一章 「特別記念局」「特別局」の予備知識	
はじめに	5
「特別局」、「特別記念局とは」	5
第二章 JARL 局の開設手続き	6
開設までの手順	6
第三章 開設申出書の書き方	
特別局・特別記念局の開設申出書（1面）の書き方	8
特別局・特別記念局の開設申出書（2面）の書き方	10
特別局・特別記念局 収支予算案	12
運営委員会組織図	14
記念局の開設に関する同意書	15
記念局の設置に関する同意書	16
Frequently Asked Questions（よくあるお問い合わせ）	17
運用報告書の記入例	18
【参考】	20
特別局及び特別記念局の開設基準	21
開設申し出書類（別添：Word ファイル）	
特別局・特別記念局の開設申出書（1面）	
特別局・特別記念局の開設申出書（2面）	
特別局、特別記念局 収支予算案	
アマチュア局開設同意書	
運用報告関連書類（別添：Word ファイル）	
特別局、特別記念局 運用報告書	
特別局、特別記念局 収支報告書	

第一章 「特別記念局」「特別局」の予備知識

■ はじめに ■

プリフィックスが8Jや8Nで始まるコールサインと交信した方も多くいらっしゃるでしょう。

毎年8月に東京・有明で開催されるハムフェアの会場には、8J1A というコールサインの特別記念局が開設されています（以前は8J1HAM、8N1HAMのコールサインで開設されていたこともあります）。

他にも、毎年たくさんの特別局や特別記念局が開設・運用されています。JARLが免許人となっている局だけでも、年間で30～40局以上の数にのぼります。

ここでは、その記念局を開設するための要件、手続きなどについて概要をご紹介します。

なお、免許人はJARLだけに限らず、『アマチュア業務の健全な普及発展を図ることを目的とする社団であって行事などに密接な関係があるもの』であれば認められているようです。

本書では免許人がJARLとなり開設する局の開設方法に関して説明しています。

■ 「特別局」、「特別記念局」とは ■

一般的には記念局と呼ばれていますが、JARLでは次のように特別局と特別記念局の2種類に分類しています。

【特別局】

地方公共団体などが主催する行事などに開設する局、または連盟（地方本部、支部）が主催、後援または協賛する行事であり行事の趣旨、内容等がアマチュア無線の活性化のための公開運用及びアマチュア無線の周知・啓発にあるもの等に開設する局

【特別記念局】

国家的な規模でおこなわれる行事や、連盟行事などに開設する局。

いずれもプリフィックスが8Jや8Nで始まるコールサインにかわりはありません。総務省によると、これらの局は『行事などの開催に伴い特別な呼出符号により臨時かつ一時的に運用するアマチュア局』と定義されています。

第二章 JARL 局の開設手続き

JARL では年度ごとに記念局の開設計画をたてており、たとえば平成 23 年度分（平成 23 年 4 月～24 年 3 月までに開設する局）については、平成 23 年 2 月末の理事会で審議され決められます。

ただし、年度途中でも開設申し出書に相応な理由書が添付され、追加分として理事会で承認されれば開設は可能になっています。たとえば行事が 2 月の時点では未定だった場合など。

■ 開設までの手順 ■

- ① 「特別局及び特別記念局の開設基準」を良くお読みください。
(本書の巻末に付録として添付しています。)
- ② 催事の趣旨、内容、主催者、後援などの基本的な情報を集めて整理します。
- ③ 催事の基本的な情報を基に支部長と相談を開始。
- ④ 催事的主催者にアマチュア無線を通して、行事を記念すること及びその意義を広めることを説明して賛同を得ます。
交渉の経過は支部長に情報として報告しながら進めてください（アマチュア無線仲間は思わぬところにも居るもので、援軍が登場することもあります）。
- ⑤ 開設に必要な書類を準備します。
理事会への提出書類は次のとおりで、支部長から地方本部長へ、地方本部長から 1 月末までに専務理事あてに提出していただきます。
 - (1) 開設申出書
 - (2) 収支予算案
 - (3) 運営委員会組織図（様式任意）
 - (4) 開設を予定している行事等を説明紹介しているパンフレット等
 - (5) 行事等の主催者から記念局の開設に関する同意書（様式任意）
 - (6) 行事等の主催者または開設場所責任者から記念局の設置に関する同意書
 - (7) 提出が 2 月に開催の理事会に間に合わない場合は「理由書」を添付してください。

⑥ 専務理事は、特別局・特別記念局の開設について理事会に議案として上程します。理事会で開設が了承されると開設承認書と「特別局の申請・運営に関する調査票」が申請者宛に発送されます。当該地域の地方本部長及び支部長には、「開設承認書の写し」を電子メールで送付します。

⑦ 特別局、特別記念局の開設準備（免許手続き、必要機材や QSL カードの調達、無線局の開設工事）をおこないます。

無線局免許申請手続きは連盟事務局運用課でおこないますので、事務局との連絡調整窓口となる担当者をあらかじめ選出しておいてください。事務局では、前記の調査票を基に申請書等の準備を開始します。

⑧ 「無線局免許状」が発給されましたら、「無線局免許状」と「管理委任通知書」を郵送します。なお、調査票で「JARL 局運用申込書」や「局運用記録用紙（ログ）」の送付を希望された団体にはこれらの用紙もお送りします。

⑨ 特別局、特別記念局の運用と QSL カードの発行をおこないます。

⑩ 運用終了後に特別局、特別記念局の運用に関する、次の報告書を作成します。

(1)運用報告書

(2)収支報告書

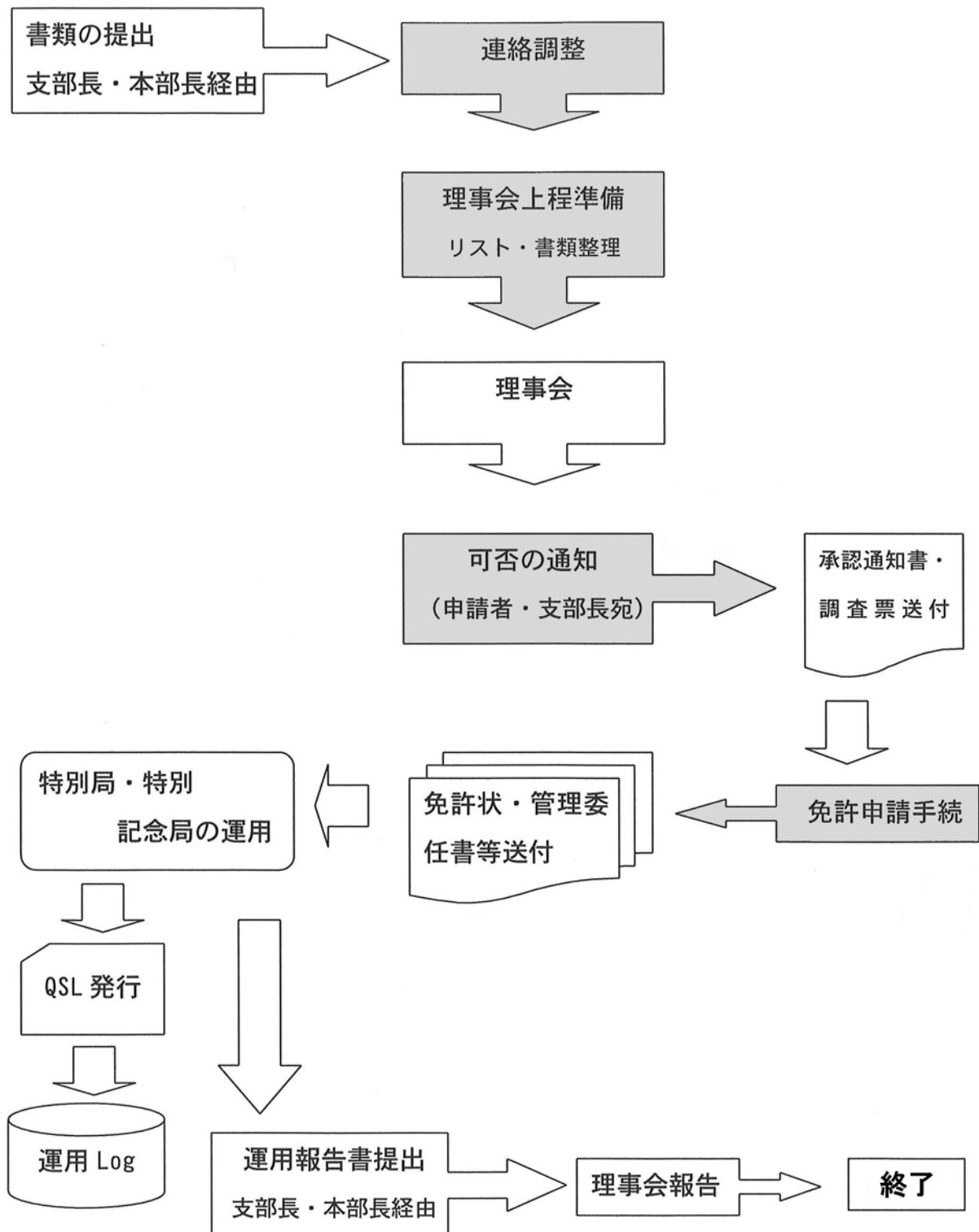
⑪ 理事会に「運用報告書」と「収支報告書」を提出しますが、開設の手続きと同様に支部長、本部長を経由して提出してください。専務理事は業務報告として理事会に報告します。

以上が、JARL 局の開設手続きから、運用報告までの一連の流れとなります。

■ 特別局、特別記念局のコールサインについて ■

「8J▲」は「8N▲」のプリフィックスの次に、「1字以上5字以下のアルファベット」または「アルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの」（ただし、最後の字はアルファベットであること）を付したサフィックスもの（▲には各エリアを示す数字がはいります）

「特別局・特別記念局」の開設運用まで



のブロックは事務局での事務作業です。

第三章 開設申出書の書き方

■「特別局」「特別記念局」開設申出書の書き方■

●「1 行事の予定について」の各項目の記入方法

1. 申出書標題の「特別局・特別記念局開設申出書」

特別局・特別記念局の該当しない方を二重線で抹消（＝）してください。文章中の（特別局・特別記念局）も同様です。

2. 「年月日」

申出書の提出日を記入してください。

3. 「提出先」

日本アマチュア無線連盟会長あてです。

4. 「開設申し出者」

開設申請をおこなう団体の代表者氏名、コールサイン、住所等を記載してください。印鑑も忘れずに捺してください。平成 22 年 11 月までは当該地域の支部長名で申請していただきましたが、現在は開設申請団体の代表者に変更となっています。連絡の取りやすい電話番号、E-mail アドレスも記載もしてください。

5. 「行事の名称」

行事の正式な名称を記載してください。行事に正式名のほか「通称名」や「愛称名」などがある場合は正式名称の下に括弧書きで記載してください。

6. 「行事の主催者等」

行事自体の主催者を記載してください。特別局や特別記念局の主催クラブ名ではありません。

7. 「行事の開催期間」

行事の開催期間で、無線局の運用期間ではありません。

8. 「行事の開催場所」

行事の開催場所であり、無線局を開設する場所ではありませんのでご注意ください。無線局の開設場所は「2 無線局の運用計画」の「③局の設（常）置場所」の欄に記載します。

9. 「承認欄」

支部長、地方本部長の承認欄です。当該地域の支部に、特別局や特別記念局の調整や支援する担当がいる場合は支部長の右欄に担務名称と了承印を押印してください。

なお、「1 行事の予定について」の各項目の記入例を次ページに示します。

開設申出書の記載例

特別局・特別記念局開設申出書

平成 23 年 1 月 15 日

(社)日本アマチュア無線連盟
会 長 原 昌 三 殿

開設申出者 代表者氏名 巢鴨 太郎 印

コールサイン JA1●×△

代表者住所 〒 170-8073

東京都豊島区巢鴨○△□-□□

連絡先 (TEL) 03-5395-〇〇〇〇

(E-mail) ***@jar1da.or.jp

「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程」第3条第6項の規程に基づき、下記のとおり（特別局・特別記念局）の開設を申出ます。

記

1 行事の概要について：

行事の名称	新巢鴨タワー運用開始記念祭
行事の主催者等	新巢鴨タワー運用開始記念祭実行委員会
行事の開催期間（注）	平成23年 6月 1日から平成23年 6月15日まで
行事の開催場所（注）	新巢鴨タワー展望台（西コーナー）

注：無線局の開設期間、設（常）置場所は「無線局の計画」に記入してください。

承認欄		
地方本部長	支部長	
月 日	月 日	
(地方本部)	(支部)	
		(申出書内容及び添付書類の確認) <input type="checkbox"/> 希望する識別信号の適否 <input type="checkbox"/> 運用周波数帯・モード・電力等 <input type="checkbox"/> 使用無線設備の適否 <input type="checkbox"/> 収支予算案 <input type="checkbox"/> 主催者、設置同意書 <input type="checkbox"/> 運営委員会組織図 <input type="checkbox"/> 運用計画書 <input type="checkbox"/> 行事の概要等の資料

●「無線局の計画について」の各項目の記入方法

①局の区別

「特別局」または「特別記念局」の該当する方に印を付けてください。

②局の名称

行事の名称ではありません。（例：行事の名称＋記念局）

③局の開設期間

行事の開催期間ではありません。無線局を運用する期間です。

④局の設（常）置場所

特別局または特別記念局を設（常）置する場所の住所です。

④希望する識別信号

希望するコールサインを第三希望まで記載してください。

⑥局の種別

「移動する局」または「移動しない局」の該当する方に印を付けてください。

⑦運用周波数帯及び空中線電力等

運用周波数、最大空中線電力、運用モード、送信空中線の型式について該当する欄に印を付けてください。

⑧使用する無線設備

無線設備の調達方法です。該当欄に印を付けてください。連盟の RL 局（中央局・地方局）や YRL（ZRL）局（地方補助局）の設備を使用する場合は、当該地域の支部長や地方本部長と事前に調整して了解を頂いてください。

⑨収支予算案

別に作成したものを添付します。

⑩運営主体

担務名と氏名、コールサインを明記した運営委員会組織図を添付してください。

⑪備考欄

その他参考となることがありましたら記載してください。書き込むスペースが足りない場合は「別途添付」と記入して添付書を付けてください。

●添付資料について

行事の概要等を説明した資料、パンフレット（コピー可）等を必ず添付してください。

同等の資料が Web サイト上にある場合は、その URL を「⑪の参考欄」に記載して添付資料を省略することができます。

「無線局の計画について」の記載例

2 無線局の計画について：

① 局の区別	<input checked="" type="checkbox"/> 特別局 <input type="checkbox"/> 特別記念局	②局の名称	新巢鴨タワー運用開始記念特別局
③ 局の開設期間	平成23年 5月 1日 から 平成23年 6月15日 まで		
④ 局の設(常)置場所	(ふりがな) とうきよとしまくすがも△-□-○ ----- 東京都豊島区巢鴨△-□-○ 新巢鴨タワー 特別展望室		
⑤ 希望する識別信号	第1希望：8J1SGM ----- 第2希望：8J1KAMO ----- 第3希望：8J1○△□	⑥ 局の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 移動する局 <input type="checkbox"/> 移動しない局 <small>(該当する項目にレ印する)</small>
⑦ 運用周波数帯および空中線電力等 <small>(該当する項目にレ印する)</small>	運用周波数帯		最大空中線電力
	<input checked="" type="checkbox"/> HF帯	<input checked="" type="checkbox"/> 50MHz帯	<input type="checkbox"/> 1W
	<input checked="" type="checkbox"/> 144MHz帯	<input checked="" type="checkbox"/> 430MHz帯	<input type="checkbox"/> 5W
	<input checked="" type="checkbox"/> 1200MHz帯	<input type="checkbox"/> 2400MHz帯	<input type="checkbox"/> 10W
	<input type="checkbox"/> その他 () Hz帯		<input type="checkbox"/> 20W
	運用モード		<input checked="" type="checkbox"/> 50W
<input checked="" type="checkbox"/> SSB <input checked="" type="checkbox"/> CW <input checked="" type="checkbox"/> FM <input checked="" type="checkbox"/> AM		<input type="checkbox"/> 100W	
<input type="checkbox"/> RTTY <input type="checkbox"/> SSTV <input type="checkbox"/> パケット		<input type="checkbox"/> 200W	
<input type="checkbox"/> 衛星 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (PSK-31)		<input type="checkbox"/> 500W	
送信空中線の型式		<input type="checkbox"/> 1000W	
<input checked="" type="checkbox"/> 単一型 <input checked="" type="checkbox"/> 八木型 <input type="checkbox"/> ダイポール型			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
⑧ 使用する無線設備 <small>(該当する項目にレ印する)</small>	<input type="checkbox"/> RL局の設備を使用する <input type="checkbox"/> Y(Z)RL局の設備を使用する <input checked="" type="checkbox"/> 運営委員会で調達する <input type="checkbox"/> 別途手当する		
⑨ 収支予算	別紙添付。		
⑩ 運営主体	(運営委員会組織図：別紙添付)		
⑪ 備考欄	業務局との干渉検討は実施済み。		

3 添付資料について：

行事の概要等を説明した資料、パンフレット(コピー可)等を必ず添付してください。

●収支予算案の作成方法

1. 標題に「局の名称」を記載して、「特別局」、「特別記念局」の該当しない方を抹消します。

無線局の名称は、前記「2 無線局の運用計画」の②に記載した名称です。

2. 該当のない金額欄は、「0」を記入してください。

3. 金額にはカンマを記載してくださいますようお願いいたします。

例 5000 円 → 5,000 円

【ご注意】

1. 連盟から支出の予算は、人件費として使用できません。
2. 本部費からの特別局・特別記念局への経費の支出は、認められません。
3. 支出項目に、QSL カード代、通信費等を記入します。

収支予算案の作成例

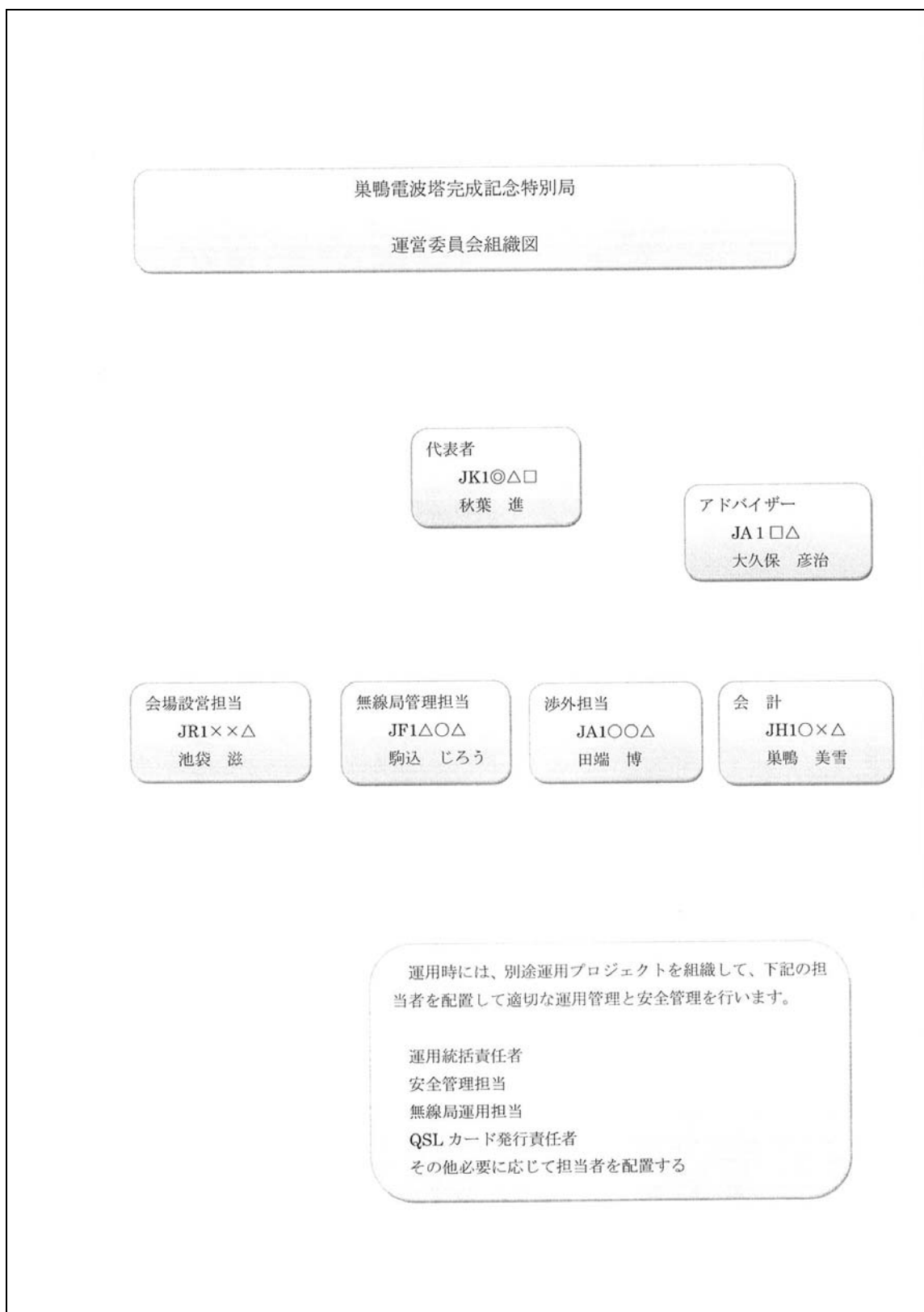
新築鴨タワー運用開始記念特別局・~~特別記念局~~ 収支予算案

(全体予算に対するもの)

	項	収 支 額	摘 要
収 入	連盟支出	0	
	寄付等	100,000	5,000 (平均) × 20名
計		100,000	
支 出	免許申請手数料	10,000	申請手数料、保証認定料
	Q S L カード費	30,000	送料、代金振込手数料込み
	事 務 費	5,000	文具、OA サプライ用品
	通 信 費	10,000	QSL 送料、事務連絡費
	ア ン テ ナ 部 材	40,000	アンテナ、同軸ケーブル他
	そ の 他	5,000	
計		100,000円	

- (注) 1 連盟から支出の予算は、人件費として使用できません。
 2 本部費からの特別局、特別記念局への経費の支出は、認められません。
 3 支出項目に、Q S Lカード代、通信費等を記入します。

運営委員会組織図の作成例



※提出していただく運営委員会構成図は上記の内容程度で結構ですが、実際の記念局運用時の資料として携帯電話番号等を追記したものを作成しておくると便利に活用できます。

行事等の主催者から記念局の開設に関する同意書の例

平成23年 1月 5日

社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 原 昌 三 殿

新巣鴨タワー運用開始記念祭
実行委員会委員長 大塚三郎

新巣鴨タワー運用開始記念特別アマチュア局運用同意書

新巣鴨タワーの運用開始を記念し、貴連盟が特別アマチュア局を開設・運用することに同意いたします。

なお、運用に当たっては下記の事項を遵守願います。

記

1. 運用期間を定めて事前に当実行委員会に通知すること。
2. 行事会場内での運用は、会場管理者と協議し支障を来さないこと。
3. 印刷物等に行事名称などを使用する時には、予め当実行委員会の了承を得ること。

行事等の主催者または開設場所責任者から記念局の設置に関する同意書の例

(印)

アマチュア局開設同意書

設(常)置場所 東京都豊島区巢鴨△-□-○
社団の名称 社団法人 日本アマチュア無線連盟
代表者氏名 会長 原 昌三

上記の者が開設するアマチュア局を 新巢鴨タワー特別展望室 内に開設することに同意いたします。

平成23年 1月10日

住 所 〒170-0000 東京都豊島区巢鴨△-□-○
役職名(地位) (株)新巢鴨タワー 総務部部长

氏 名 大佛 三郎 印

●開設届出書の提出

「特別局」「特別記念局」開設申出書や添付書類などの準備が整いましたら、申出書や添付書類の内容に誤りがないかを十分に確認したうえで、JARL業務課あてに提出してください。

【提出先】

〒170-8073 東京都豊島区巢鴨 1-14-5

日本アマチュア無線連盟業務部業務課・記念局担当

【Frequently Asked Questions】（よくあるお問い合わせ）

Q	「特別局」と「特別記念局」の違いを教えてください。
A	「特別局及び特別記念局の開設基準」をご一読くださいますようお願いいたします。
Q	「識別信号」って何ですか？
A	電波法施行規則第6条の5で次のように規定されています。 1. 呼出符号（標識符号を含む） 2. 呼出名称 3. 無線通信規則第二十条に定める第七 A 表の前文に規定する船舶局識別及び海岸局識別 4. 無線通信規則第二十条に定める第七 A 表の前文に規定する船舶局選択呼出番号及び海岸局識別番号 ※アマチュア局の場合、識別信号は「呼出符号」になります。
Q	JARL の局以外の、社団局を変更して JARL の特別局または特別記念局にすることはできますか？
A	残念ですができません。
Q	特別局・特別記念局に関する担当課を教えてください。
A	JARL 事務局業務課が記念局の担当課です。質問やご相談は下記までお願いいたします。 E-mail : oper@jarl.or.jp 電話 : 03-5395-3112

●運用報告書の作成例

特別局 ~~特別記念局~~ 運用報告書

平成 23年 7月 2日

(社) 日本アマチュア無線連盟
会 長 原 昌 三 殿

8J1SGM 局運営委員会

委 員 長 巢鴨 太郎 印

日アマ第 ***** 号により、管理の委任を受けた 8J1SGM
(特別局) の運用結果について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 行事等の名称 : 新巢鴨タワー運用記念祭
- 2 識別信号 : 8J1SGM
- 3 運用期間 : 平成23年 5月 1日 ~ 平成23年 6月15日
- 4 運用場所 : 新巢鴨タワー 特別展望室
- 5 運用者数 : 延べ 450 人 (うち会員以外 50人)
- 6 交信局数 : 2, 853 局
- 7 QSLカード発行枚数
発行枚数 : 2343 枚 (海外 482枚)

承認欄		
地方本部長	支部長	
月 日	月 日	
(地方本部)	(支部)	

●収支報告書の作成例

特別局 収支報告書

(全体の収支に対するもの)

	項	収 支 額	摘 要
収入	連盟支出	0	
	寄付等	101,350	23名
計		101,350円	
支出	免許申請手数料	9,100	申請手数料、保証認定料
	QSLカード費	28,530	送料、代引き手数料
	事務費	3,850	文具・OA サプライ用品
	通信費	10,300	QSL 送料、事務連絡費
	アンテナ部材	40,570	アンテナ、ケーブル
	その他	9,000円	調達品交通費等
計		101,350円	

- (注) 1 連盟から支出の予算は、人件費として使用できません。
 2 本部費からの特別局、特別記念局への経費の支出は、認められません。
 3 支出項目に、QSLカード代、通信費等を記入します。

特別局及び特別記念局の開設基準」

「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程」（以下「規程」という。）第2条に規定する「特別局」及び「特別記念局」の開設基準等は、下記のとおりとする。

記

1．特別局

(1) 規程第2条第6号に規定する特別局のうち、「連盟の特別行事」は、次のようなものをいう。

地方公共団体もしくは公益的団体が主催、後援または協賛する行事であり、行事の趣旨、内容等が公共性を有するもの。

連盟（地方本部、支部）が主催、後援または協賛する行事であり、行事の趣旨、内容等がアマチュア無線の活性化のための公開運用及びアマチュア無線の周知・啓発にあり、理事会が特に認めたもの。

(2) 行事の主催者から特別局を運用することにより行事を記念すること、及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。

(3) 特別局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。

(4) 特別局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて適当であること。

(5) 特別局の開設及び運用に係わる経費（免許申請等に必要な経費を含む。）については、開設申し出者の負担とする。

(6) 特別局の免許申請と無線設備の調達について

特別局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。

特別局の無線設備の調達については、次のとおりとする。

ア． 地方局または補助局の呼出符号等を変更し、特別局として使用することができる。なお、地方局または補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。

イ． 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。

(7) 特別局の運営については、運営委員会を組織し、特別局の運営・管理を行うものとする。

2．特別記念局

(1) 規程第2条第7号に規定する特別記念局の定義のうち、「国際的または国家的に重要な行事」は、次のようなものをいう。

国際電気通信連合の機関が開催する行事

国際連合の専門機関が開催する行事

国際博覧会条約関連の行事

オリンピック組織委員会またはアジア競技大会委員会が関与する行事

国（主管庁）が主催または共催する行事

これらと同等であって理事会が特に認めたもの

- (2) 行事の主催者から特別記念局を運用することにより行事を記念すること及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。
- (3) 特別記念局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。
- (4) 特別記念局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて適当であること。
- (5) 特別記念局の開設及び運用に係わる経費（免許申請等に必要経費を含む。）については、1局あたり原則として10万円を上限として年間総額100万円の枠内で支出することができる。なお、経費の支出のない局については、開設申し出者の負担とする。
- (6) 特別記念局の免許申請と無線設備の調達について
特別記念局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。
特別記念局の無線設備の調達については、次のとおりとする。
ア． 地方局または補助局の呼出符号等を変更し、特別記念局として使用することができる。なお、地方局または補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。
イ． 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。
- (7) 特別記念局の運営については、運営委員会を組織し、局の運営・管理を行うものとする。

3．開設申し出

- (1) 特別局及び特別記念局の開設を希望する者は、運用計画、収支予算案、行事等に関するパンフレット及び行事等の主催者側からの特別局または特別記念局の開設について同意を得ていることを確認することができる文書を開設しようとする事業年度の間近の1月末日（必着）までに当該地方本部長を経由して専務理事に提出する。
- (2) 前項にかかわらず、連盟が主催するアマチュア無線フェスティバル、ITU記念日及びIARU HFワールドチャンピオンシップコンテストに開設する特別記念局並びに緊急やむを得ない場合であって会長が特に認めたものについては、この限りでない。

< 特別局及び特別記念局に希望することができる呼出符号列 >

各地方本部ごとに、8 J 1 又は 8 N 1 の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること）を付したもの（以下省略）

付則（昭和62年11月29日、第304回理事会）

この基準は、昭和62年11月29日から施行する。

付則（昭和63年2月21日、第305回理事会）

第1項(2)、(3)、第2項(4)及び第3項の改正部分については、昭和63年2月21日から施行する。

付則（平成元年12月3日、第324回理事会）

第1項(3)及び第2項(1)の改正部分については、平成元年4月1日から施行する。

付則（平成4年2月29日、第357回理事会）

1. 第1項(3)、第2項(1)、(2)、(3)、及び第3項の改正部分については、平成4年4月1日から施行する。
2. 平成4年度において特別局及び特別記念局を開設する場合、平成4年7月31日までのものについては、この規定にかかわらず従前の例（改正前の基準による）によるものとし、平成4年8月1日以降当該年度内に開設を希望するものは、第3項の規定にかかわらず同年8月1日までに、その行事の内容、運用計画及び収支予算書を当該地方本部長を経由して専務理事に提出するものとする。

付則（平成10年11月29日、第423回理事会）

この基準は、平成10年11月29日から施行する。

付則（平成11年2月28日、第424回理事会）

この基準は、平成11年2月28日から施行する。

付則（平成11年11月27日、第431回理事会）

この基準は、平成11年11月27日から施行する。

付則（平成15年6月28日、第461回理事会）

この基準は、平成15年6月28日から施行する。

付則（平成16年6月26日、第470回理事会）

この基準は、平成16年6月26日から施行する。

付則（平成16年11月20日、第475回理事会）

この基準は、平成16年11月20日から施行する。

付則（平成20年4月26日、第501回理事会）

この基準は、平成20年4月26日から施行する。

